

添付法令資料 1 :

韓国生命倫理及び安全に関する法律 (目次)

2020 年 12 月 29 日法律第 17783 号により一部改正 2021 年 12 月 30 日施行

第 1 章	総則 (第 1 条ないし第 6 条)
第 2 章	国家生命倫理審議委員会及び機関生命倫理委員会等
第 1 節	国家生命倫理審議委員会 (第 7 条ないし第 9 条)
第 2 節	機関生命倫理委員会 (第 10 条ないし第 14 条)
第 3 章	人間対象研究及び研究対象者保護 (第 15 条ないし第 19 条)
第 4 章	胚芽等の生成及び研究
第 1 節	人間の尊厳及び正体性保護 (第 20 条及び第 21 条)
第 2 節	胚芽生成医療機関 (第 22 条ないし第 28 条)
第 3 節	残余胚芽研究等 (第 29 条ないし第 32 条)
第 4 節	胚芽幹細胞株 (第 33 条ないし第 35 条)
第 5 章	人体由来物研究及び人体由来物銀行
第 1 節	人体由来物研究 (第 36 条ないし第 40 条)
第 2 節	人体由来物銀行 (第 41 条ないし第 45 条)
第 6 章	遺伝子治療及び検査等 (第 46 条ないし第 53 条)
第 7 章	監督 (第 54 条ないし第 59 条)
第 8 章	補則 (第 60 条ないし第 63 条)
第 9 章	罰則 (第 64 条ないし第 70 条)
附則	